

国立研究開発法人協議会

分科会の設置について

本協議会に以下の2つの分科会を設置することとする。当面の検討課題の検討にあたっては、各分科会において検討を行うこととする。

A. 連携協力分科会

国立研究開発法人が自らの研究開発をより発展させるには、他の国立研究開発法人との協力関係も強化する必要がある。そのため、国立研究開発法人間の共同研究等、研究開発の推進のための連携協力を推進するための方策等を検討する。

(課題の例)

- ・クロスアポイントメント等による法人間、大学等との人材交流の促進
- ・アウトリーチ活動の活性化

B. 運営課題分科会

国立研究開発法人における人事制度や予算執行をはじめとする業務環境は、大学や産業界とは法的枠組みや制度運用等において異なる点があり、現在の独法制度が効果的かつ効率的な法人運営上の隘路となっている場合がある。そこで、国立研究開発法人が一体となってこれらの課題を解決し、より優れた研究環境を整備し、研究開発の円滑な推進が図れるように検討を行う。

(課題の例)

- ・少額随契の限度額の拡充
- ・中長期目標期間をまたぐ予算の繰越し制度の運用の柔軟化
- ・ソフトウェア購入等におけるアカデミア価格の適用